

学会賞規定

1. 目的

獨協医学会（以下本学会）の充実・発展と医学研究者育成のため獨協医学会に学会賞として学会奨励賞を設ける。

2. 学会奨励賞実施要綱

対 象：前年度の Dokkyo Journal of Medical Sciences —獨協医学会雑誌—に掲載された論文の著者で12月31日現在40歳未満の獨協医学会会員とする。但し、共著論文は筆頭著者のみを対象とする。

授 賞 者：3名以内とする。（または運営委員会で承認決定に準ずる。）

賞 状：賞状と副賞を授与する。副賞は1名10万円とする。

応 募：本学会の評議員および各講座あるいは学科教授の推薦とする。

選考方法：本学会の評議員会内に選考委員会を設け、その提案に基づき、評議員会で決定する。

3. 学会奨励賞選考に関する内規

1) 候補者の資格

前年度の Dokkyo Journal of Medical Sciences に筆頭著者として原著論文が掲載された獨協医学会会員。

2) 応募方法

(1) 別掲の書式により本学会の評議員および各講座あるいは学科教授が推薦書（書式1）を本学会会長に提出する。推薦された論文については本学会より筆頭著者に通知し、本人の推薦承諾書（書式2）1部と該当論文別刷（コピー可）10部の提出を求める。

(2) 候補者は共著者全員の同意を得ること。

(3) 応募期間は同年5月1日から7月31日までとする。

3) 学会奨励賞選考委員会

(1) 委員：本委員会は授賞の対象となる専門分野などを勘案し、本学会運営委員会より指名された7名の評議員により構成される。委員長には本学会運営委員長を当てる。

委員の選出に当たっては、被推薦者に直接関連のある委員をできるだけ避けるよう配慮する。

(2) 業務：応募締切り後可及的速やかに本学会運営委員会委員長は、選考委員会を開催し被推薦論文の学会奨励賞に対する適否を審査し、候補者3名以内にしぼり評議員会に答申する。選出された候補者の論文名および掲載誌名は評議員会の開催前少なくとも4週間前に配布しなければならない。

4) 奨励賞の選考

評議員会は選考委員会の審査結果を3名以内の候補者を定め、本学会会長に答申する。

適当な論文がない場合は「該当者なし」とすることもある。

5) 投票方法

評議員会において、各推薦候補別に投票を行い「可」の票が過半数に達したとき最終候補者とする。

4. 学会奨励賞に関する業務開始日

平成5年4月1日

平成22年4月1日改正

（規程の改廃）

この規程の改廃は、評議員会の議を経て決定する。

平成25年4月1日改正